

## 富士見市議会基本条例（素案）

### 目次

#### 前文

#### 第1章 目的（第1条）

#### 第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第4条）

#### 第3章 市民と議会の関係（第5条・第6条）

#### 第4章 議会と行政の関係（第7条—第9条）

#### 第5章 自由討議の拡大（第10条）

#### 第6章 政務調査費（第11条）

#### 第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第12条—第16条）

#### 第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第17条—第19条）

#### 第9章 最高規範性に見直し手続き（第20条・第21条）

#### 附則

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成12年4月1日施行）」（いわゆる地方分権一括法）が施行され、地方自治体が自らの意思と責任で組織と運営にかかわる様々なことを決定し、実行する時代を迎えました。また、市民のニーズは多様化し、複雑化しており、富士見市議会が担う役割はこれまで以上に大きくなっています。

議会の議員も市長も市民から直接選挙で選ばれる二元代表制の下、富士見市議会は、富士見市自治基本条例（平成16年富士見市条例第9号）の第8条に規定された「市議会の責務」を忠実に履行します。すなわち、富士見市議会は、合議制による最高意思決定機関として、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。また、市政運営が適正に行われるよう調査し、監視する機能を果たします。そして、この責務を成し遂げるため、市民の様々な意見を代弁し、自由闊達な議論を通じ、市政の論点を明らかにします。

今日、議会には、政策を立案し、提案する役割が求められています。富士見市議会は、たゆまない自己研鑽を重ね、政策立案能力を身につけ、期待にこたえます。

時に議会は、国や県、あるいは市内の地域間、世代間で、利害・意見の一致をみない場面に遭遇します。その際、富士見市議会は、徹底した情報公開で公平性と透明性

を維持し議論を進め、富士見市民にとって、何が最善かの観点から結論を導き説明責任を十分に果たします。併せて、市民の議会への参加を促す創意と工夫に努めます。

以上、富士見市議会は市民の負託に全力でこたえていくことを誓い、ここに富士見市議会基本条例を制定します。

### 【解説】

前文では、地方分権の時代を迎え、なぜ、この条例が必要なのか？を謳い、合わせてこれからの時代にふさわしい議会及び議員の基本理念、果たすべき役割を定めています。

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の一翼を担う議会の役割を明らかにし、議会機能の強化等に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえる議会運営を図り、もって市民福祉の向上と持続的な市勢の伸展に寄与することを目的とする。

### 【解説】

この条例は、議会及び議員に関する基本的な事項を定め、議会及び議員の活動が市の発展に貢献していくことを定めています。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための議会運営に努めること。
- (3) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価をすること。
- (4) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよ

う努めること。

- (5) 市民にとってわかりやすい議会運営を行うよう努めること。

**【解説】**

議会は市民に開かれた、わかりやすい議会運営を心がけ、自由闊達な議論のもと、市民の様々な意見を市政に反映させると共に、市政が適切に運営されているかチェックすることを定めています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 市政の課題について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努めること。
- (2) 議会の構成員として、個別事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (3) 議会活動を最優先するよう努めること。

**【解説】**

議員は議会活動の原則を踏まえ、市民の意見の的確な把握と資質向上の為、不断の努力を怠らず、常に市民全体の利益を考え、議会活動に精進することを定めています。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催する。

**【解説】**

市議会では会派という同一の考えを持ったグループを結成し活動すること及び代表者会議について定めています。

### 第3章 市民と議会の関係

#### (情報公開)

第5条 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議を原則公開する。

2 議会は、市民に対しその有する情報を積極的に提供し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を果たすものとする。

#### 【解説】

**富士見市議会において原則公開とする会議を示し、更に議会は市民に対し説明責任を負っていることを定めています。**

#### (議会報告会)

第6条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を年一回以上開催するものとする。

2 議会報告会に関することは、別に定める。

#### 【解説】

**議会は議会として決定したことに対する説明責任を果たし、市民の意思、意見を聴取し交換する場として、議会報告会を少なくとも年1回以上開催することを定めています。**

### 第4章 議会と市長等執行機関の関係

#### (議員と市長等執行機関の関係)

第7条 議会審議における議員と市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）との関係は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

(1) 本会議における議員と市長等との質疑は、論点及び争点を明確にして行うものとする。

(2) 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その

論点を整理するため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。

**【解説】**

議会審議における議員と執行機関との議論の際のルールを定めています。特に議員からの質問の趣旨が不明確な場合は、市長や執行機関は質問者に対して反問できることを定めています。

(重要な政策等の説明)

第8条 議会は、提案される重要な政策、施策又は計画等（以下「政策等」という。）について、議会が重要であると認めるものに関して、その政策水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、市長に対し、次の各号に掲げる事項について説明を求めることができる。

- (1) 政策等の提案に至った経緯、理由
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 提案に至るまでの過程における市民との連携の内容
- (4) 関係法令、基本構想及び基本構想に基づく基本計画との整合性
- (5) 政策等の実施に要する経費（将来にわたる負担を含む。）及びその財源等

**【解説】**

議会は執行機関より提案される重要な政策等について、質の高い議論を行なうため、市長に対しその政策に関する5項目の情報の提出要求ができることを定めています。

(法律第96条第2項の議決事件)

第9条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次の各号に掲げるとおりとし、市政全般にわたり重要な計画等について、議会と市長等が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。

- (1) 法第2条第4項に定める基本構想及び基本構想に基づく基本計画
- (2) 前号に掲げるもののほか、市行政の各分野における、政策及び施策の基本的

な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関すること（行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。）で、次に掲げるもの

- ア 都市計画、上下水道等に関する計画
- イ 社会福祉、医療に関する計画
- ウ 農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する計画
- エ 市民生活の安全、交通、環境に関する計画
- オ 教育に関する計画
- カ 次世代育成、男女参画に関する計画

### 【解説】

地方自治法第96条第1項では、議会で議決しなければならない事項を細かく定めています。第2項では、議決すべき事項を更に追加できることを定めています。富士見市議会では、基本的に議決すべき事項の他、6つの事項を追加して議決することを決めました。

## 第5章 自由討議の拡大

（議員間の自由討議）

- 第10条 議員は、議会の機能を発揮するため、積極的に議員相互間の自由討議を行い、議論を尽くして合意形成に努めるものとする。
- 2 議員は、議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

### 【解説】

これまでは議案に対し、議員同士で議論を交わす機会がほとんどありませんでした。よって議員は議論を深めるために議員間の自由な討議を行なうよう努めなければならず、その為にも議員提出議案を積極的に提出するよう定めています。

## 第6章 政務調査費

（政務調査費）

第 11 条 会派の代表者は、富士見市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 1 号）第 2 条の規定により、市政に関する調査研究その他の議会活動を共同して行うことを目的として政務調査費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その使途の透明性を確保するものとする。

2 会派の代表者は、政務調査費の収支報告書について自ら説明責任を果たすように努めるものとする。

**【解説】**

会派は、政策を実現するために調査活動を行なうことが保障されていますが、その為の政務調査費は透明性の確保が義務付けられており、会派の代表者は自ら説明責任を果たすことが求められています。なお、富士見市議会では現状において、別に定めた条例がある為、この条文に示されたルールを既に実践しております。

第 7 章 議会及び議会事務局の体制整備

（調査制度の活用）

第 12 条 議会は、議案の審議にあたっては、法の規定による専門的事項に係る調査制度、公聴会制度及び参考人制度を活用し、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

**【解説】**

議会は討議を深めるための手段として、調査制度等を活用する事を定めています。

（議員研修の充実強化）

第 13 条 議会は、議会及び議員の政策の立案及び形成の能力を高めるため、議員の研修の充実及び強化に努めるものとする。

**【解説】**

議会及び議員は、その資質向上の為、研修をしっかりと行なうことを定めています。

（議員図書室）

第 14 条 議会は、議員の調査研究に資するため、議員図書室の充実に努めるものとする。

**【解説】**

議会は議員の資質向上の為、図書室の充実に努めることを定めています。なお、富士見市議会の現状ですが、部屋の広さ、資料の量等、更なる改善が必要かと思われます。

(議会広報の充実)

第 15 条 議会は、様々な情報媒体を活用することにより、議会の活動について、市民に対し、わかりやすく周知するよう努めなければならない。

**【解説】**

情報公開の観点からも、議会は議会便り、ホームページ等様々な手段を用い、全ての議会の活動についてわかりやすく広報することを定めています。

(議会事務局)

第 16 条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化、組織体制の整備を図るよう努めるものとする。

**【解説】**

議会は議会のレベルアップ、スムーズな議会活動を行なうため、そのスタッフとして議会事務局の体制整備に努めることを定めています。富士見市議会では現状、まだまだ充分であるとは言えず、特に法的知識を有する職員の配置が求められます。

## 第 8 章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第 17 条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見



を養うよう努めなければならない。

**【解説】**

議員は、市民全体の代表者であることから、その高い倫理性が要求されていることを示しています。この条例とは別に、政治倫理条例の制定も課題の一つです。

(議員定数)

第 18 条 議員の定数は、富士見市議会議員定数条例（平成 14 年条例第 21 号。次項において「議員定数条例」という。）に定めるところによる。

- 2 議員は、議員定数条例の改正議案を提出しようとするときは、議員定数の基準等明確な改正理由を付して提出するものとする。
- 3 前項の提出に当たっては、市民等の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度等を十分に活用するものとする。

**【解説】**

議員定数は、別に「富士見市議会議員定数条例」で定めることとしており、定数を改正する際は市民の皆様のご意見を聴取した上で、議案を提出しなければなりません。

(議員報酬)

第 19 条 議員の議員報酬は、富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 44 年条例第 16 号。次項において「議員報酬等条例」という。）に定めるところによる。

- 2 議員は、議員報酬等条例の改正議案を提出しようとするときは、議員報酬の基準等明確な改正理由を付して提出するものとする。
- 3 前項の提出に当たっては、市民等の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度等を十分に活用するものとする。

**【解説】**

議員報酬は、別に「富士見市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」で定め

ることとしており、報酬等を改正する際は市民の皆様のご意見を聴取した上で、議案を提出しなければなりません。

## 第9章 最高規範性で見直し手続き

### (最高規範性)

第20条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

#### 【解説】

この議会基本条例は、議会においていわば憲法のような最高規範であって、この条例に定められた趣旨と異なる条例や規則を制定できないことを定めています。

### (見直し手続き)

第21条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、この条例の規定について検討を加える必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

#### 【解説】

議会は常に議会運営について見直しを行ない、この条例の規定について改正の必要があると認めるときは、その手続きを取ることを定めています。

## 附 則

この条例は平成 年 月 日（公布の日）から施行する。

#### 【解説】

この条例の施行する日を定めています。